

日銀市第165号
2024年8月30日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給（以下「貸出増加支援資金供給」といいます。）における貸付利率を、「補完当座預金制度基本要領」4. に定める適用利率の貸付期間中における平均値とすることとしたこと^(注)に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

貸出増加支援資金供給における貸付利率の算出に用いる補完当座預金制度の適用利率を変更した場合には、貸出増加支援資金供給の貸付残高（期間利息を含みます。）にかかる所要担保価額の更新を行いますので、当該更新による担保不足が生じないよう、ご注意ください。

(注) 日本銀行ホームページに掲載されている2024年7月31日付の「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等について、別紙3をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

- 目次を横線のとおり改める。

第1編 基本事項

I. 概要	}	略（不変）
┆		
III. 担保受戻		
IV. 担保余裕額の管理		
1. 概要	}	略（不変）
┆		
7. 代理店保証額および歳入代理店保証額の改訂		
8. 適用利率（貸増）の変更に伴う貸付残高の更新		1-4-17

以下略（不変）

- 第1編 I. 5. (2) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 所要担保価額の更新（IV. 6. および、7. および8. を参照）

日本銀行は、担保差入金融機関等に対し有する純与信額が変動する場合、および代理店契約または歳入代理店契約にもとづき、代理店保証額または歳入代理店保証額を改訂する場合、および適用利率（貸増）（「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する事務取扱細則」に定める適用利率（貸増）をいいます。以下同じです。）の変更に伴い貸付残高（期間利息を含みます。）を更新する場合には、これらにかかる所要担保価額の更新は業務開始後に自動的に行われます。

- 第1編IV. 1. (2) を横線のとおり改める。

(2) 担保不足時の対応

日本銀行は、担保の時価または円貨換算率の変更、振替社債等の定時償還または一部繰上償還、日本銀行から担保差入金融機関等に対する純与信額の発生、住宅ローン債権信託受益

権の担保返戻または担保価額変更、代理店契約または歳入代理店契約に基づく代理店保証額の改訂または歳入代理店保証額の改訂、適用利率（貸増）の変更に伴う貸付残高（期間利息を含みます。）の更新その他の理由により、業務開始時において担保不足が生じている担保差入金融機関等がある場合には、当該担保差入金融機関等の担保出力指定店舗に対して「担保不足等通知」（5250-00200）を送信します。

以下略（不変）

- 第1編IV. 2. (3) (注5) を横線のとおり改める。

(注5) 期間利息（「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する事務取扱細則」に定める期間利息をいいます。）を含みます。以下IV. において同じです。

- 第1編IV. 7. の次に次の8. を追加する。

8. 適用利率（貸増）の変更に伴う貸付残高の更新

日本銀行は、適用利率（貸増）を変更した場合には、変更適用日の業務開始時に貸出増加支援資金供給貸付残高（以下8. において「貸付残高」といいます。）にかかる所要担保価額の更新を行います。貸出増加支援資金供給の利用先を有する担保差入金融機関等は、貸付残高の更新による担保不足が生じないようにご注意ください。万一、担保不足となった場合には、担保出力指定店舗は、直ちに担保管理店に連絡したうえで、追加的な担保差入等を行い、担保不足を解消してください。